



平成26年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社十八銀行
代表者名 代表執行役頭取 宮脇 雅俊
(コード番号 8396)
問合せ先責任者 総合企画部長 鷺崎 哲也
(TEL095-824-1818)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成26年5月9日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆様への利益還元を通じて株主価値の向上を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.15%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 540,000,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成26年5月12日から平成26年8月22日まで |

(ご参考)

1. 平成26年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	175,717,119株
自己株式数	2,274,179株

2. 今回取得する自己株式は消却する予定です。

以 上